

村山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

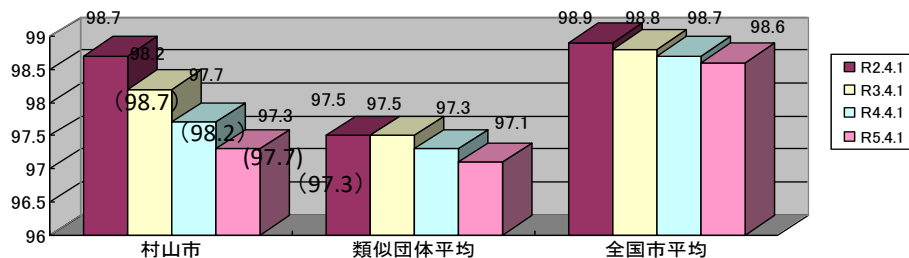
区 分	住民基本台帳人口 (05年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 03年度の人件費率
04年度	人 22,232	千円 17,130,797	千円 1,210,816	千円 2,385,388	% 13.9	% 13.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
04年度	人 231	千円 915,021	千円 172,066	千円 368,415	千円 1,455,502	千円 6,301	千円 5,780

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、04年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給 ※村山市は人事委員会を設置していない。

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
04年度	円	円	円 (%)	%	%	%
	—	—	(— %)	—	—	1.10

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給 ※村山市は人事委員会を設置していない。

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
04年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえた県の見直しに準拠。
技能労務職の給料表についても同様に見直しを実施。

②地域手当

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

地域手当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（05年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	43.7 歳	331,400 円	406,548 円	354,757 円
山形県	43.4 歳	328,500 円	404,000 円	354,800 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.9 歳	311,083 円	366,040 円	335,141 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
村山市	50.3 歳	12 人	327,400 円	378,700 円	351,575 円	—	—	—	—
うち学校給食員	55.3 歳	2 人	347,900 円	403,150 円	364,050 円	調理士	44.3 歳	223,500 円	1.80
うち自動車運転手	44.0 歳	2 人	331,100 円	413,200 円	369,200 円	自家用自動車運転者	55.5 歳	255,200 円	1.62
山形県	53.4 歳	433 人	336,600 円	372,700 円	350,300 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	51.7 歳	9 人	308,660 円	332,070 円	321,379 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
村山市	—	—	—
うち学校給食員	6,708,600 円	3,007,700 円	2.23
うち自動車運転手	6,853,100 円	3,627,700 円	1.89

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータの令和2年～令和4年の3ヶ年平均値を使用している。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	39.7 歳	286,900 円	324,177 円	299,392 円
山形県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	44.2 歳	337,885 円	— 円	387,943 円
類似団体	38.8 歳	281,387 円	306,737 円	293,365 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	35.7 歳	281,200 円	339,918 円	309,078 円
山形県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.1 歳	295,661 円	357,045 円	322,900 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、05年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (05年4月1日現在)

区 分		村 山 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,100 円	188,100 円	185,200 円
	高 校 卒	156,300 円	156,300 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	149,900 円	151,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	140,000 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	160,800 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (05年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	300,700 円	358,900 円	385,500 円	398,000 円
	高 校 卒	306,600 円	341,100 円	371,300 円	379,900 円
技能労務職	高 校 卒	271,800 円	336,400 円	337,000 円	342,900 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	285,800 円	332,500 円	371,900 円	381,950 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

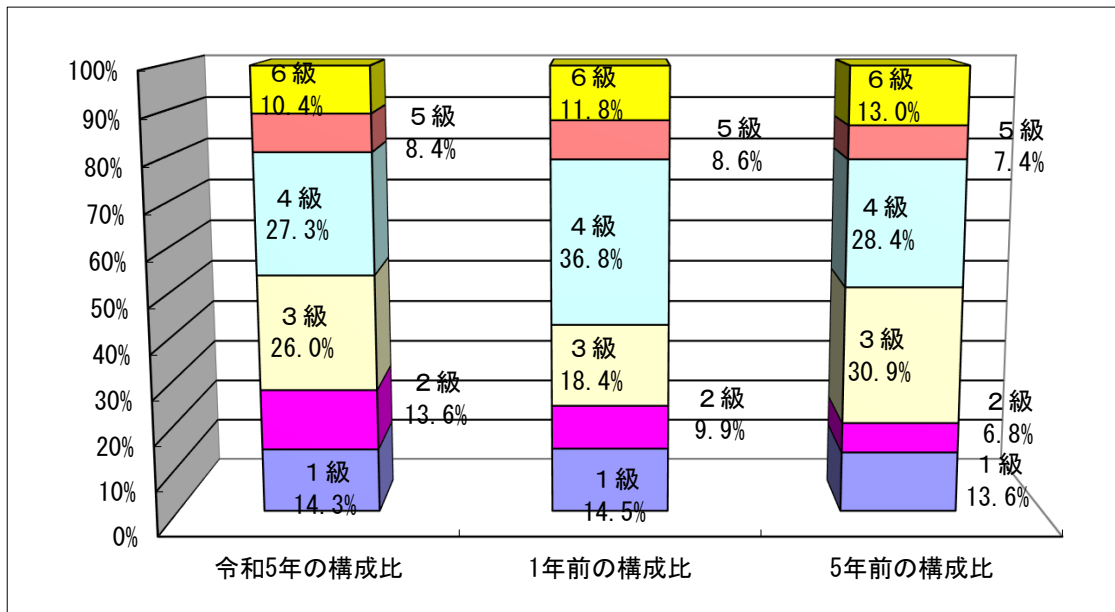
(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (05年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 定型的な業務を行う初級職員及び初級 消防吏員の職務 (2) 定型的な業務を行う職員及び消防吏員 の職務	22	14.3	主事補	7	43	27.9	主事級
				主事	10			
				技師補	1			
				技師	4			
				計	22			
2級	(1) 高度の知識経験を必要とする業務を行 う職員の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする業務を行 う消防吏員の職務	21	13.6	主事	20			
				技師	1			
				計	21			
3級	(1) 係長の職務 (2) 保育園の園長及び副園長並びに児童 館の館長及び副館長の職務 (3) 地域専門員の職務 (4) 消防署の隊長の職務 (5) 主任管理栄養士の職務 (6) 主任及び消防署の副隊長の職務	40	26.0	主任	25	25	16.2	主任級
				係長	15	24	15.6	係長級
				計	40			
4級	(1) 主査、館長主査及び園長主査の職務 (2) 3級の項第1号から第5号に掲げる職務 のうち、高度の知識経験に基づき困難 な業務を行う職務	42	27.3	係長	9	33	21.5	主査級
				主査	33			
				計	42			
5級	(1) 課長補佐、局長補佐、室長補佐の職務	13	8.4	課長補佐	13	13	8.4	補佐級
				計	13			
6級	(1) 消防庁の職務 (2) 課長、室長及び主幹の業務 (3) 消防本部及び消防署の長の職務 (4) 議会、農業委員会及び監査委員各事務 局の長の職務 (5) 選挙管理委員会事務局の書記長の職 務	16	10.4	課長	12	16	10.4	課長級
				事務局長	3			
				会計管理者	1			
				計	16			
	合計	154	100.0		154	154	100.0	

(注) 1 村山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

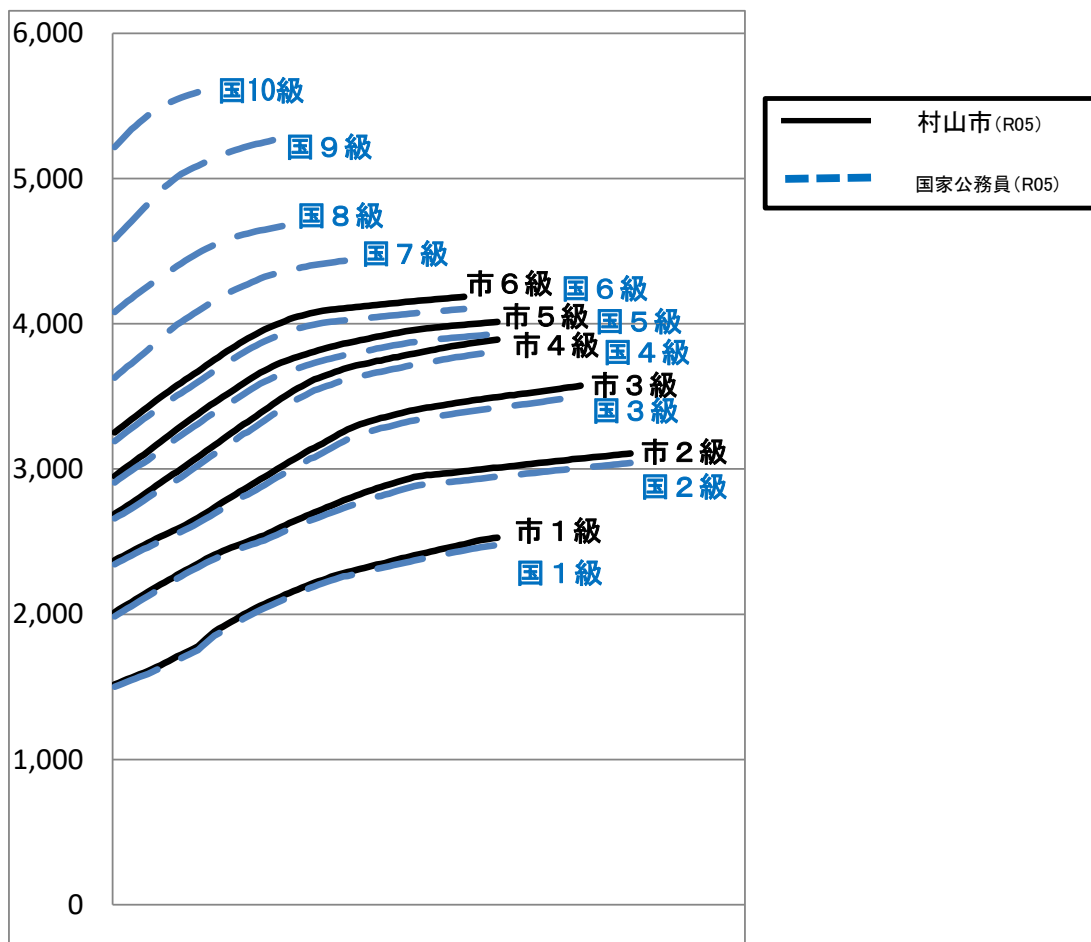
2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別職員数の推移



(注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（05年4月1日現在）



昇 給 →

(3) 昇給への人事評価の活用状況（村山市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

村	山	市	山	形	県	国
1人当たり平均支給額（4年度）			1人当たり平均支給額（4年度）			—
1,536 千円			1,633 千円			
（4年度支給割合）			（4年度支給割合）			（4年度支給割合）
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.40 月分		1.95 月分	2.40 月分		1.95 月分	2.55 月分 2.00 月分
（1.35）月分		（0.95）月分	（1.35）月分		（0.95）月分	（1.45）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）			（加算措置の状況）
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～15%			・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%
			・管理職加算 15～25%			・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況（村山市）

平成5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（05年4月1日現在）

村	山	市	国
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度 47.7090 月分 47.7090 月分
その他の加算措置（退職時特別昇給 なし）			その他の加算措置
在職時の職務の級に応じ調整額を加算			
定年前早期退職特別措置（2～30%）加算			定年前早期退職特別措置（2～45%）加算
1人当たり平均支給額 千円 15,441 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（05年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレース指数（ラスパイレース指数）			0.0 (0.0)

(4) 特殊勤務手当（05年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	－ 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	－ 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

※村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	57,304 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	231 千円
支給実績（3年度決算）	65,788 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	263 千円

(6) その他の手当（05年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者、一般の扶養親族は 6,500円 ・ 扶養親族の子は10,000円 うち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000円加算	同じ		34,627 千円	254,607 円
住居手当	・ 借家 限度額 28,000円 (月額14,000円を超える家賃を支払っている場合)	同じ		13,586 千円	266,391 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・ 交通機関利用 限度額 55,000円 ・ 交通用具使用 限度額 25,400円	異なる	・ 交通機関利用 市と同じ ・ 交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異なる)	11,227 千円	59,087 円
管理職手当	・ 課長 41,600円	異なる	管理・監督の特殊性に基づき、一種から五種又は本府省課長補佐に区分し指定される	10,483 千円	499,200 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・ 100分の135	同じ		12,527 千円	92,108 円
夜間勤務手当	・ 正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 100分の25	同じ		2,169 千円	65,716 円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・ 扶養親族のある職員 17,800円 ・ その他の世帯主である職員 10,200円 ・ その他の職員 7,360円	同じ		17,040 千円	69,550 円

5 特別職の報酬等の状況（05年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	920,000	円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	()	—	円	985,000	円／	563,300 円
	副 市 長	690,000	円	790,000	円／	524,000 円
	()	—	円	—	円／	— 円
報 酬	収 入 役	—	円	—	円／	— 円
	()	—	円	—	円／	— 円
	議 長	435,000	円	500,000	円／	304,000 円
	()	—	円	—	円／	— 円
期 末 手 当	副 市 長	385,000	円	450,000	円／	264,000 円
	()	—	円	—	円／	— 円
	議 員	360,000	円	420,000	円／	250,000 円
	()	—	円	—	円／	— 円
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(04年度支給割合)				
	副 市 長	報酬月額に40%を加算した額の 3.30 月分				
	収 入 役	(04年度支給割合)				
	議 員	報酬月額に40%を加算した額の 3.30 月分				
備 考	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	92万円×在職月数×0.567		25,038,720	任期ごと	
	収 入 役	69万円×在職月数×0.331		10,962,720	任期ごと	
	()	—		—	—	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

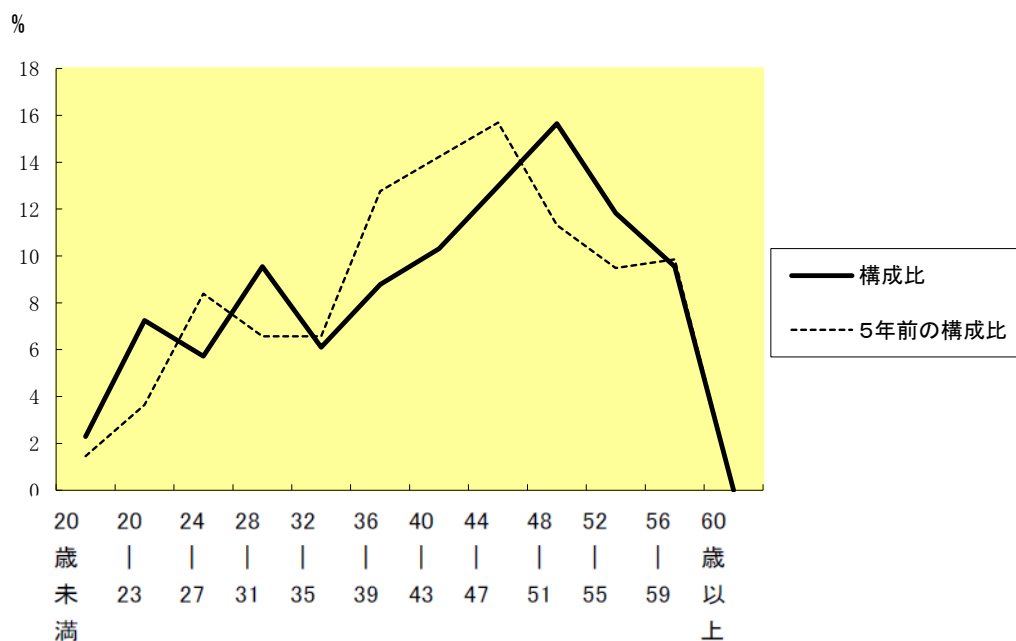
(各年4月1日現在)

分 区		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和04年	令和05年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0
		総務	51	53	2
		税務	11	11	0
		民生	33	33	0
		衛生	13	14	1
		労働	1	1	0
		農林水産	16	16	0
		商工	9	8	△ 1
		土木	22	24	2
		計	160	164	4
					<参考> 人口10,000人当たり職員数 73.77 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 76.00 人)
	教育部門		26	24	△ 2
	消防部門		44	45	1
					県消防防災航空隊へ派遣
	小 計		230	233	3
					<参考> 人口10,000人当たり職員数 104.80 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 99.38 人)
公営企業等会計部門	水道		6	6	0
	下水道		5	5	0
	国保		10	10	0
	介護保険		7	7	0
	区画		1	1	0
	小 計		29	29	0
合 計		259 [383]	262 [383]	3 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 117.85 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（05年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	19人	15人	25人	16人	23人	27人	34人	41人	31人	25人	0人	262人

(3) 職員数の推移

（各年4月1日現在、単位：人・％）

部 門 区 分	30年	31年	02年	03年	04年	05年	過去5年間の増減数（率）
一 般 行 政	165	160	163	158	160	164	△ 1 （△ 0.6）
教 育	36	34	31	29	26	24	△ 12 （△ 33.3）
警 察	-	-	-	-	-	-	- -
消 防	42	43	44	44	44	45	3 （7.1）
普 通 会 計 計	243	237	238	231	230	233	△ 10 （△ 4.1）
公営企業等会計計	31	31	31	30	29	29	△ 2 （△ 6.5）
総 合 計	274	268	269	261	259	262	△ 12 （△ 4.4）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にとっては、合併前の年については旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
4年度	千円 587,781	千円 10,353	千円 39,323	% 6.7	% 7.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
4年度	人 6	千円 26,652	千円 2,788	千円 9,883	千円 39,323	千円 6,554	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、04年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(令和4年度 主な給与改定等)
なし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (05年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
村 山 市	38.1 歳	290,867 円	414,269 円
団 体 平 均	45.5 歳	335,310 円	500,619 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

村 山 市		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額 (4年度)		1人当たり平均支給額 (4年度)	
1,647 千円		1,438 千円	
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.95 月分	— 月分	— 月分
(—) 月分	(0.95) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (05年4月1日現在)

村 山 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (2~30%) 加算					
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,676 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(05年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(05年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	840 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	140 千円
支給実績(3年度決算)	776 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	111 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(05年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	・配偶者、一般の扶養親族は6,500円 ・扶養親族の子は10,000円 うち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		456 千円	456,000 円
住居手当	・借家 限度額 28,000円 (月額14,000円を超える家賃を支払っている場合)	同じ		300 千円	300,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 25,400円	異なる	・交通機関利用 市と同じ ・交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異なる)	271 千円	45,200 円
管理職手当	・課長 41,600円	異なる	管理・監督の特殊性に基づき、一種から五種又は本府省課長補佐に区分し指定される	499 千円	499,200 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・100分の135	同じ		65 千円	16,159 円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 100分の25	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ		287 千円	47,867 円

(1) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
4年度	千円	千円	千円	%	%
	537,561	7,128	25,949	4.8	5.3

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり	(参考) 団体平均
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	5	17,571	1,665	6,713	25,949	5,190	5,936

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、04年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(令和4年度 主な給与改定等)

なし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (05年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
村 山 市	46.0 歳	374,560 円	520,687 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

村 山 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額 (4年度)	1人当たり平均支給額 (4年度)
1,343 千円	1,425 千円
(4年度支給割合)	(4年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.40 月分 1.95 月分	— 月分 — 月分
(—) 月分 (—) 月分	(—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (05年4月1日現在)

村 山 市	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分	勤続20年 — 月分 — 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 — 月分 — 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.7090 月分	勤続35年 — 月分 — 月分
最高限度額 47.7090 月分 47.7090 月分	最高限度額 — 月分 — 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	その他の加算措置
定年前早期退職特別措置 (2~30%) 加算	
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 6,238 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(05年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(05年4月1日現在)

支給実績（4年度決算）		0 千円	
（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。		0 円	
2 []内は、条例定数の合計である。		0.0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	180 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	36 千円
支給実績(3年度決算)	278 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	56 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(05年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者、一般の扶養親族は6,500円 ・ 扶養親族の子は10,000円のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		858 千円	286,000 円
住居手当	・ 借家 限度額 28,000円(月額14,000円を超える家賃を支払っている場合)	同じ		240 千円	240,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・ 交通機関利用 限度額 55,000円 ・ 交通用具使用 限度額 25,400円	異なる	・ 交通機関利用 市と同じ ・ 交通用具使用 限度額 24,500円(支給区分が異なる)	164 千円	54,800 円
管理職手当	・ 課長 41,600円	異なる	管理・監督の特殊性に基づき、一種から五種又は本府省課長補佐に区分し指定される	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・ 100分の135	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	・ 正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 100分の25	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・ 扶養親族のある職員 17,800円 ・ その他の世帯主である職員 10,200円 ・ その他の職員 7,360円	同じ		355 千円	70,960 円